

管内リバーフレンドシップ同意締結団体 各位

静岡県島田土木事務所長

令和 7 年度リバーフレンド活動計画書等の提出及び傷害保険等の加入について

日頃、リバーフレンドシップ制度に基づく河川美化等の活動に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度も貴団体に活動していただくに当たり、既定の支援を用意しておりますので、下記の関係書類の提出をお願いいたします。

近年消防法の影響により、調整に時間をいただき、配布時期が遅くなっており、大変申し訳ございません。令和 7 年度は、早期時期での配布を目指して、配布スケジュールを例年より変更いたしましたため、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 物品支援関係資料

替刃・燃料の引渡し方法については、令和 7 年 4 月以降に、令和 7 年年度新代表者のご自宅に別途案内を送付します。

提出資料：資料 3「活動支援物品要望書」

提出期限：令和 6 年 12 月 13 日（金）必着

提出先：下記担当宛てに持参、郵送、Eメール又は FAX にて提出してください。

※ 2 年目以降は消耗品などの物品支援をしていますので、希望する団体はお申し込みください。

※ 貴団体は締結から 10 年目のため、例年のランニングコスト 2 万円+10 年目 3 万円（ボーナス）、合わせて 5 万円まで物品支援をします。

※ 替刃、燃料以外の物品については令和 7 年 10 月以降を目途に島田土木事務所窓口で引渡します。

2 自走式草刈機の貸出について

河川協会から貸与された大型草刈機（自走式）が 2 台あります。貸出しを希望される団体は、貸出しの調整をしますので希望日の 1 ヶ月前までに御連絡ください。

・オーレックスパイダーモアー（SP850B） 1 台

・共立 AZ852AF 1 台

3 リモコン式草刈機について

令和 6 年度より、本格運用を開始しました。HP に様式や詳細を公開しておりますため、ご確認の上、お申し込みください。

裏面にも記載があります。

4 島田土木事務所公式 HP について

島田土木事務所公式 HP にて、下記の 2 つのページがございます。
今回送付させていただいた書類の元データを公開しておりますため、ご活用ください。

「リバーフレンドシップ制度について」



<https://shimada.doboku.pref.shizuoka.jp/recommended/リバーフレンドシップ/>

「リモコン式草刈機について」



<https://shimada.doboku.pref.shizuoka.jp/recommended/リモコン式草刈機/>

担当：企画検査課 高守

住所：〒427-0019 島田市道悦5丁目7-1

TEL：0547-37-5272 FAX：0547-37-6183

Eメール：shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp